

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年5月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700242 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 1800002 号

第1 結論

昭和 51 年*月から昭和 54 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年*月から昭和 54 年 3 月まで

私は、請求期間当時は大学生であったが、母親が、私が 20 歳になった昭和 51 年*月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれたと母親から聞いている。

また、当時大学院生であった兄についても、母親から、私と同様に国民年金に加入していたと聞いており、数年前に、兄が就職するまでの昭和 51 年 11 月から昭和 53 年 3 月までの国民年金保険料の納付記録が見付かかったと聞いたので、兄と同様、私も、就職するまで国民年金に加入し、請求期間の国民年金保険料については納付されていたはずである。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20 歳になった昭和 51 年*月頃に、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、請求者の母親に聴取しても、それらについて具体的な陳述が得られないことから、請求者の国民年金の加入状況及び請求期間の保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、請求期間当時の国民年金手帳記号番号が記載されている年金手帳については全く記憶がないとしているところ、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、請求期間は、国民年金

の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

このほか、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。